

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度について、どのくらいご存知ですか？どのような人が加入するの？加入するときには手続きは必要なの？そんな疑問にお答えします。

● どのような人が加入するの？

75歳以上の人（一定の障がいがある場合は65歳以上）は、加入していた国民健康保険や社会保険から脱退し、『後期高齢者医療制度』に加入します（生活保護を受けている人など対象にならない人がいます）。

● 手続きについて

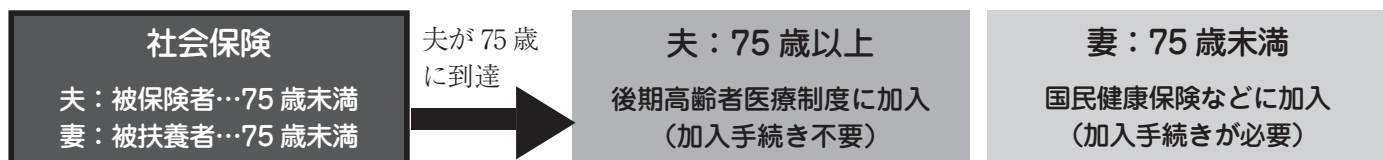
■ 被保険者の加入手続き

被保険者の加入手続きは必要ありません。

■ 後期高齢者医療制度へ切り替わる人の被扶養者の手続き

これまで社会保険に加入していた被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度へ変わる場合、その保険の被扶養者も同時に社会保険の資格がなくなります。そのため、被扶養者の人は他の保険の被扶養者になるか、国民健康保険への加入手続きが必要になります。

【夫が社会保険で妻がその被扶養者の場合】



● 8月から使用する新しい被保険者証を「特定記録」で郵送します

現在の被保険者証（うすむらさき色）の有効期限は、7月31日までとなっています。8月から使用する新しい被保険者証（水色）は、7月中旬より「特定記録」で郵送します。「特定記録」郵便は直接手渡しではなく、ポストへの投函となります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（水色）を医療機関の窓口で提示してください。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）は8月更新となります

現在、使用している後期高齢者医療の認定証の有効期限は7月31日までとなっています。認定証をすでに持っている人で令和2年度の町県民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい認定証を7月下旬にお届けします。認定証を持っていない人で新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続き*が必要になります。

※交付申請に必要なもの…印かん、被保険者証、その他（非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

● 限度額適用認定証も8月更新です

負担割合3割の負担区分は、右表のとおり「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の3つに細分化されています。負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する人は、新たに限度額適用認定証の交付を受けることができます。

限度額適用認定証は入院等で窓口負担額が高額になる際、医療機関へ提示することで自己負担を限度額で抑えることができます。

すでに限度額適用認定証を持っている人で、引き続き交付要件を満たしている人には7月下旬にお届けします。新規の交付については、役場保険健康課での申請手続きが必要になります。

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並みⅢ	課税所得が690万円以上の被保険者
	現役並みⅡ	課税所得が380万円以上の被保険者
	現役並みⅠ	課税所得が145万円以上の被保険者

● 問い合わせ 鞍手町役場保険健康課公費医療係 ☎ 0949-42-2111（内線 202・205）



65歳以上の公的年金等所得に係る住民税は 「年金特別徴収」

公的年金などの所得に係る個人住民税（町民税・県民税）は原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。対象者は、翌年度以降の住民税も年金特別徴収が原則となります。

～年金特別徴収

Q & A

Q

疑問

公的年金からの特別徴収の対象者は？

A

答え

年金特別徴収の対象者は、令和2年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人です。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない人」「徴収される住民税が対象となる年金の額を超える人」などは対象になりません。また、年金特別徴収は本人の希望による選択ができません。

Q

疑問

公的年金収入のほかに、給与所得と不動産所得があります。
公的年金以外の所得に係る住民税も年金から特別徴収されるのですか？

A

答え

年金から特別徴収されるのは、公的年金などに係る個人住民税です。給与所得や不動産所得など、公的年金以外の所得に係る住民税は、給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）による納付となります。

Q

疑問

初めて年金特別徴収となります。納付方法はどのようになりますか？

A

答え

特別徴収を開始する最初の年度は、年税額の2分の1に相当する額を、第1期（6月）・第2期（8月）に普通徴収（納付書や口座振替）で納付します。残りの2分の1に相当する額は、10月・12月・2月の年金から特別徴収となります。

（例）令和2年度の年税額が6万円の場合

期（月）	納付方法	税額
第1期（令和2年6月）	普通徴収（納付書または口座振替）	15,000円
第2期（令和2年8月）		15,000円
令和2年10月	特別徴収（年金から天引き）	10,000円
令和2年12月		10,000円
令和3年2月		10,000円